

令和6年度新潟市指定障がい福祉サービス事業者等集団指導

令和6年度報酬改定の主な内容 (複数サービス共通の改定事項)

新潟市福祉部障がい福祉課
指定係・就労支援係

新潟市障がい福祉課指定係です。

ここでは、令和6年度、報酬改定で変更が加えられた、複数サービス共通の加算の中で、特に問い合わせの多い項目について、お話します。

説明の中にある加算の要件等は、報酬告示や留意事項通知等を、わかりやすく省略したものです。

事業所において、必ず報酬告示、留意事項通知、Q&A等を確認し、すべての要件を満たした上で、算定をおこなってください。

目次

1. 強度行動障がいをもつ障がい者への支援体制の充実
2. 食事提供体制加算の取り扱い
3. ピアサポートに係る加算の取り扱い

ここで話すのは、主に3点です。

1点目、強度行動障害をもつ障害者への支援体制の充実、ということで、生活介護、施設入所支援、短期入所、グループホームにおける重度障害者支援加算のうち、強度行動障害をもつ利用者の支援に係る取り扱いの改正について、お話しします。

2点目、食事提供体制加算の取り扱いということで、通所系、短期入所、宿泊型自立訓練における、食事提供体制加算の改正についてお話しします。

3点目、宿泊型を除く自立訓練、グループホームにおける、ピアサポート実施加算についてお話しします。

1. 強度行動障がいをもつ 障がい者への支援体制の充実

1. 強度行動障がいをもつ障がい者への支援体制の充実です。

1. 強度行動障がい者を有する障がい者への支援体制の充実

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

① 強度行動障害を有する者の受入体制の強化

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（特別加算部分は廃止）。
- （現行）基準及び人員配置数に追加の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4, 5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【重度障害者支援加算（共通）】

- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シートにより適切な支援を行った場合にさらに加算する。

② 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日

	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者加算		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者加算		区分6以上かつ16点以上 ※実践研修修了者加算		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者加算	
	受入・体制	個別支援	個別支援	初期	受入・体制	【新設】初期	個別支援	初期
生活介護・施設入所支援	180単位	400単位	+150単位	+200単位	360単位	500単位	+150単位	+200単位
短期入所	【新設】30単位	【新設】70単位	個別支援+50単位		50単位	【新設】100単位	個別支援+50単位	
共同生活援助	受入・体制180単位	【新設】初期400単位	個別支援+150単位	初期+200単位	受入・体制360単位	【新設】初期500単位	個別支援+150単位	初期+200単位

③ 行動支援における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

【行動支援の基本報酬】（例）

- 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行）407単位 →（見直し後）437単位
- 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位 →（見直し後）1,904単位

- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。
 - 医療・教育等の関係機関との連携 ・ 行動関連項目18点以上の者の受入れ
 - 中核的人材養成研修を修了したサービス提供者の配置

④ 重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）

- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

強度行動障がい者を有する障がい者への支援体制の充実のため、重度障害者支援加算が見直されました。主な改正点についてサービスごとに見ていきます。

なお、ここで話すのは重度障害者支援加算のうち、強度行動障害を有する利用者への支援に係る部分のみです。

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】改正点

- (1) 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
 - (Ⅱ) 区分6以上行動関連項目10点以上
 - (Ⅲ) 区分4以上行動関連項目10点以上
- (2) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
 - (旧) 基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可
 - (新) 生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

生活介護、施設入所支援における重度障害者支援加算のうち、強度行動障害を有する利用者への支援に係る加算区分（Ⅱ）及び（Ⅲ）の改正点についてお話しします。

改正点としてまず、改正前の加算区分（Ⅱ）が、利用者の区分に応じて、（Ⅱ）と（Ⅲ）となりました。

加算区分（Ⅱ）は、区分6に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対する支援を行った際に対象となります。

一方で、加算区分の（Ⅲ）は、区分4以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対する支援を行った際に対象となります。

改正点の2点目は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件の廃止です。

報酬改定前の取り扱いは、基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて、配置される基礎研修修了者1人につき、利用者5人まで加算の算定が可能でしたが、改訂後は、この要件は廃止され、生活支援員のうち、基礎研修修了者を20%以上配置することが要件となりました。

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】要件

R6報酬改定後		改定前
		(1)実践研修修了者が支援計画シートの作成を行う体制を整えた場合・・・・・・・・・・7単位
		(2)基準人員・人員配置体制加算による人員に加え、基礎研修修了者を配置し、支援計画シートに基づき行動関連項目10点以上の者に個別支援を行った場合・・・・・・・・・・180単位 ※基礎研修修了者1人につき利用者5人まで算定
(1)基準人員・人員配置体制加算による人員に加え、強度行動障がい有する利用者の支援のために必要な人員を加配	(Ⅱ)360単位	
(2)サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が実践研修修了者であり、支援計画シートを作成	(Ⅲ)180単位	
(3)生活支援員のうち20%以上が基礎研修修了者		
初期加算（算定開始から180日以内）	(Ⅱ)500単位 (Ⅲ)400単位	初期加算（算定開始から180日以内） 500単位

報酬改定後の要件について、お話しします。

重度障害者支援加算の（Ⅱ）（Ⅲ）を算定する場合には、（1）から（3）でのすべての要件を満たす必要があります。

（1）基準人員、人員配置体制加算による人員に加え、強度行動障害を有する利用者への支援のために必要な人員を加配すること。

なお、この場合、常勤換算方法で、基準人員、人員配置体制加算による人員を超える人員が配置されていれば足りるものです。

（2）サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が実践研修修了者であり、強度行動障害を有する利用者に係る支援計画シートを作成すること。

（3）生活支援員のうち、20%と以上が基礎研修修了者であること。

（1）から（3）までの、すべての要件を満たした場合、加算区分（Ⅱ）は、360単位、加算区分（Ⅲ）は、180単位の加算となります。

また、算定を開始した日から、180日以内の期間については、加算区分（Ⅱ）は1日につき500単位、加算区分（Ⅲ）は1日につき400単位の初期加算が算定されます。

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】留意事項

- (1) 実践研修修了者は、原則として週1回以上強度行動障がい^①を有する利用者の様子を確認し、3月に1回程度の頻度で支援計画シートを見直すこと。（留意事項通知）
- (2) 基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シートに基づき、強度行動障がい^①を有する利用者に対して、個別の支援を行うと共に、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックすること。（留意事項通知）
なお、基礎研修修了者が勤務していない日であっても、支援計画シートに基づき、基礎研修を受講していない支援員が個別支援を行うことで算定できるが、上記下線部に留意すること。（R6厚労省Q&A VOL.2 問5）
- (3) 障害者支援施設が加算を算定している場合、入所者は障害者支援施設、通所のみで利用している者については、生活介護で算定。（R6厚労省Q&A VOL.2 問1）
- (4) 初期加算の算定開始から180日以内の期間は当該利用者が利用している日についてのみ算定。（R6厚労省Q&A VOL.2 問2）
- (5) 実践研修修了者は行動援護従業者養成研修修了者、基礎研修修了者は重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者も可（R6厚労省Q&A VOL.2 問7）

重度障害者支援加算（Ⅱ）（Ⅲ）における留意事項です。

（1）実践研修修了者は、原則として週1回以上、強度行動障がい^①を有する利用者の様子を確認し、3月に1回程度の頻度で、支援計画シートを見直す必要があります。

（2）基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シートに基づき、強度行動障がい^①を有する利用者に対して、個別の支援を行うと共に、支援記録等の作成、提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者に、フィードバックする必要があります。基礎研修修了者が勤務していない日であっても、支援計画シートに基づき、基礎研修を受講していない支援員が、個別支援を行うことで、算定は可能ですが、下線部の点に留意してください。

（3）障害者支援施設が加算を算定している場合、入所者は障害者支援施設、生活介護を通所のみで利用している者については、生活介護で加算を算定することとなります。

（4）初期加算の算定開始から180日以内の期間の算定方法について、当該利用者が利用している日についてのみ算定します。

(5) 実践研修修了者は行動援護従業者養成研修修了者、基礎研修修了者は重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者も同等の取扱いとなります。

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】届出様式

重度障害者支援加算に関する届出書（生活介護・施設入所支援）			
1 事業所・施設の名前	生活介護にいがた		
2 サービスの種類	生活介護		
3 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
4 配置状況	1 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者 配置 2 強度行動障害支援者養成研修(中核的人材養成研修)修了者 配置		
5 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者配置人数	生活支援員の数(全件) (a)	研修修了者の人数(b)	(b)/(a)
	12人	5人	41.6%
<small>* 生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者であること。</small>			

サービス管理責任者又は生活支援員のうち、実人数で1人以上の配置が必要。非常勤も対象。（留意事項通知）

常勤換算数ではなく、実人数（生活支援員のみ）であることに注意。

生活支援員12人の場合、 $12人 \times 20\% = 2.4人$
 ※実人数での配置であるため3人以上基礎研修修了者の配置があれば算定可（留意事項通知、R6厚労省Q&A VOL.2 問4）

届出書の記載上の留意点です。

実践研修の修了者の配置について、サービス管理責任者又は生活支援員のうち、常勤換算方法ではなく、実人数で1人以上の配置が必要となります。実人数の配置であるためここには非常勤職員も含まれます。

また、5の基礎研修修了者の配置人数についても、常勤換算方法ではなく、実人数での配置が求められている為、届出様式には実人数を記載してください。なお、基礎研修修了者の配置は生活支援員のみ割合で算定します。サービス管理責任者や看護職員は含まれませんのでご注意ください。

【重度障害者支援加算（短期入所）】改正点

- (1) 区分4、5の報酬区分を新設する。
 - (Ⅰ)区分6以上行動関連項目10点以上
 - (Ⅱ)区分4以上行動関連項目10点以上

- (2) 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

続いて、短期入所における重度障害者支援加算のうち、強度行動障害を有する利用者への支援に係る改正点についてお話します。

改正前は1つのみであった加算区分が、利用者の区分に応じて（Ⅰ）（Ⅱ）となりました。

加算区分（1）は、区分6に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者を受け入れた際に対象となります。

加算区分（2）は、区分4以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が、10点以上である利用者を受け入れた際に対象となります。

改正点の2点目は、改正前の基礎研修修了者による支援に係る加算が廃止され、実践研修修了者が作成した支援計画シートに基づき、支援を行った場合に加算される仕組みとなりました。

【重度障害者支援加算（短期入所）】要件

R6報酬改定後		改定前	
		区分6、行動関連項目10点以上の者等の受け入れ	50単位
		基礎研修修了者が支援	+10単位
行動関連項目10点以上の者等の受け入れ	(I) 区分6：50単位 (II) 区分4～：30単位		
実践研修修了者が作成した支援計画シートに基づき、基礎研修修了者が支援した場合	(I) 区分6：+100単位 (II) 区分4～：+70単位		

報酬改定後の要件について、お話します。

まず、行動関連項目10点以上の利用者の受け入れを行った際に、利用者の区分に応じて加算されます。

利用者の区分が6に該当する場合は、加算区分（I）の50単位、利用者の区分が4以上の場合は、加算区分（II）の30単位が加算されます。

さらに、実践研修修了者を1人以上配置し、強度行動障害を有する利用者に係る支援計画シートを作成し、基礎研修修了者が支援した場合には、加算区分（I）は100単位、加算区分（II）は、70単位がさらに加算されます。

【重度障害者支援加算（共同生活援助）】改正点

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。（初期加算の新設）

【初期加算】

個別支援を開始した日から180日以内

（Ⅰ） +500単位 （Ⅱ） +400単位

※（Ⅰ）（Ⅱ）の算定要件に変更なし

続いて、グループホームにおける重度障害者支援加算のうち、強度行動障害を有する利用者への支援に係る改正点について、お話しします。

グループホームにおける、重度障害者支援加算の要件については変更はありませんが、グループホームでの受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための、初期のアセスメント等を評価する初期加算が新設されました。

これにより、個別支援を開始した日から180日以内は、加算区分（Ⅰ）500単位、加算区分（Ⅱ）は400単位が加算されます。

【重度障害者支援加算】対象者の確認方法

受給者証に、

「**重度支援Ⅰ**」、「**重度支援Ⅱ**」等の表示がある利用者は、重度障害者支援加算の対象となります。

※受給者証の発行時期によっては、

「**重度支援（知的）**」

という表示になっているため、この記載の場合は、障害者支援区分で、加算区分を判断してください。

「**重度支援（知的18点以上）**」の表示がある場合は、中核的人材養成研修修了者等による支援計画シートの作成、支援でさらなる加算が算定可能です。

重度障害者支援加算の対象者の確認方法について、お話します。

受給者証に、**重度支援Ⅰ**、**重度支援Ⅱ**等の表示がある利用者は、重度障害者支援加算の対象です。

受給者証の発行時期によっては、**重度支援（知的）**という表示になっているため、この場合は、利用者の障害者支援区分で、加算区分を判断してください。

なお、**重度支援（知的18点以上）**の表示がある場合は、中核的人材養成研修修了者等による支援計画シート作成、支援でさらなる加算が算定可能です。

2. 食事提供体制加算の取り扱い

2. 食事提供体制加算の取り扱いについてです。

【食事提供体制加算（通所系・短期入所・宿泊型自立訓練）改正点

《食事提供体制加算の見直し》

通所系：30単位／日 短期入所、宿泊型自立訓練：48単位／日

[現 行]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

[見直し後]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

食事提供体制加算については、令和6年度の報酬改定で①から③までの要件が追加されました。

追加された要件は、

- ①管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること、又は、栄養ケアステーション、若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること。
- ②利用者ごとの摂取量を記録していること。
- ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること。
です。

【食事提供体制加算（通所系・短期入所・宿泊型自立訓練）留意事項

- ① 管理栄養士又は栄養士が作成した献立について
 - ・事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、管理栄養士等を直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも要件を満たすものとする。
 - ・外部に調理業務を委託している場合には、委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていることで算定可。
 - ・献立の確認頻度は、年1回以上。
- ② 摂取量の記録について
 - ・目視や自己申告等による方法も可。
 - ・記録の例：完食、全体の1/2、全体の○割 等
 - ・食事を提供した日については、必ず記録すること。
- ③ 体重又はBMIの記録について
 - ・おおむねの身長がわかっている場合には、必ずBMIの記録を行うこと。身体障がい者等で身長の測定が困難で、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。
 - ・利用者自身の意向により、体重を知られたいくない場合については、例外的に③を把握せず要件を満たすこととして差し支えないが、その場合、個別支援計画等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。

食事提供体制加算における、留意事項です。
ここに記載の内容は、すべて、留意事項通知の内容です。

①管理栄養士は栄養士が作成した献立について
事業所において、管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいですが、管理栄養士等を直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも要件を満たすものとなります。
外部に調理業務を委託している場合には、委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていることで要件を満たすものとなります。
献立の確認頻度は、年1回以上です。

②摂取量の記録について
目視や自己申告等による方法も可能です。
記録は、例えば、完食、全体の1/2、全体の○割、というように記載して下さい。
食事を提供した日については必ず記録をおこなって下さい。

③体重又はBMIの記録について
おおむねの身長がわかっている場合には、必ずBMIの記録をおこなって下さい。
身体障害者等で、身長の測定が困難で、これまで身長を計測したことがない利用者や、身長が不明な利用者については、体重のみの記録で要件を満たすものとな

ります。

利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に、体重又はBMIを把握せず、要件を満たすこととして差し支えありませんが、その場合、個別支援計画等に利用者の意向の確認を行った旨を記録して下さい。

【食事提供体制加算（通所系・短期入所・宿泊型自立訓練）】届出様式

食事提供体制加算に関する届出書					
1 事業所の名称					
2 サービスの種類					
3 異動区分		1 新規		2 変更	
食 事 の 提 供 体 制	食事提供に係る 人員配置	管理栄養士	常勤	名	非常勤
		栄養士	常勤	名	非常勤
	保健所等との連携によ り、管理栄養士等が関 与している場合	連携先名			
	業務委託先				
業務委託により食 事提供を行う場合	委託業務内容				
	適切な食事提供 の確保方策				

事業所内で調理を行う場合、食事提供にかかわる職員（管理栄養士・栄養士）の状況を記載してください。事業所内での調理業務は生活支援員等の業務とは区別してください。

調理業務を第三者に委託している場合、業務委託契約書（写し）の提出が必要です。

業務委託により食事提供を行う場合の「適切な食事提供の確保方策」欄は、献立に関する事業所の関与、委託先から事業所への食事の運搬方法、適時適温への配慮など、自己調理する場合に通常確保される提供体制に相当するものへの対応の概略を記載してください。その際、委託先の管理栄養士又は栄養士の有無は必ず記載してください。

届出書の記載上の留意点です。

事業所内で調理を行う場合は、管理栄養士等の食事提供に係る職員の配置状況を記載して下さい。

なお、事業所内での調理業務は生活支援員等の業務とは区別して下さい。

調理業務を第三者に委託している場合には、業務委託先、委託業務内容、適切な食事提供の確保方策を記載し、業務委託契約書の写しを添付して下さい。

なお、適切な食事提供の確保方策欄には、献立に関する事業の関与、委託先から事業所への食事の運搬方法、適時適温への配慮など、自己調理する場合に通常確保される提供体制に相当するものへの対応について記載して下さい。その際、委託先の管理栄養士は栄養士の有無は必ず記載して下さい。委託先の管理栄養士等の有無の記載が漏れている事業所が見受けられますのでご留意下さい。

3. ピアサポートに係る加算の取り扱い

3、ピアサポートに係る加算の取り扱いについてです。

ピアサポートの専門性の評価③（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定）

利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価するピアサポートの専門性について、令和6年度の報酬改定により、ピアサポート実施加算の対象サービスを拡充する。

ピアサポート実施加算（新設）

○対象サービス

- ① 自立訓練（機能訓練・生活訓練 * 宿泊型自立訓練を除く）
- ② 共同生活援助（ア 移行支援住居の利用者 イ 退居後共同生活援助の利用者）

← R6報酬改定で追加

○報酬単価 100単位/月（実施加算）

利用者に対して、当該障害者である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

○算定要件

- (1) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ配置していること。
 - ① 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者
 - ② 当該指定事業所の従業者
- (2) (1)の者により、当該指定事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

これまでピアサポートの専門性に係る加算はありましたが、令和6年度の報酬改定で、宿泊型を除く自立訓練とグループホームにもピアサポート実施加算が拡充されました。

利用者に対して、ピアサポーターが自身の経験に基づき、相談援助をおこなった場合に当該相談援助を受けた利用者の数に応じて加算が算定されます。

加算の算定のためには、

(1) 障害者、ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した障害者又は障害者であった者と、同研修を修了した従業者をそれぞれ配置する必要があります。

(2) (1)の者により、事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修を年1回以上行う必要があります。